

鹿沼市緊急事態宣言影響事業者支援金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿沼市補助金等の交付に関する規則（平成30年鹿沼市規則第5号。以下「規則」という。）第38条の規定に基づき、鹿沼市緊急事態宣言影響事業者支援金（以下「支援金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 支援金は、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）に伴う飲食店の時短営業又は不要不急の外出・移動の自粛により、影響を受けた市内事業者に交付することにより、当該事業者の緊急事態宣言の影響を緩和し、事業の継続を支援することを目的とする。

2 支援金は、事後申請型補助金として交付する。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 中小法人等の場合 次のアからエまでのいずれの要件にも該当する者

ア 2021年3月1日時点において、次の(ア)又は(イ)のいずれかの要件に該当すること。ただし、組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は次の(ア)若しくは(イ)のいずれかの要件に該当する法人であること。

(ア) 資本金の額又は出資の総額（基本金を有する法人にあっては基本金の額、一般財団法人にあっては当該法人に拠出されている財産の額とする。以下同じ。）が10億円未満であること。

(イ) 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員数が2,000人以下であること。

イ 市内に本社または事業所を有すること。

ウ 2020年12月以前から事業により事業収入を得ており、引き続き事業を継続する意思を有すること。

エ 市税の滞納がないこと。

(2) 個人事業者等の場合 次のアからエまでのいずれの要件にも該当する者

ア 次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する者

(ア) 市内で事業を行っている者。

(イ) 市内に住民登録している者。

イ 引き続き事業を継続する意思を有すること。

ウ 2020年12月以前から事業により収入を得ていること。（本要領における個人事業者等の事業収入は、証拠書類として提出する確定申告書（所得税法

第二条第一項三十七号に規定する確定申告書を指す。以下同じ。) 第一表における「収入金額等」の事業欄又は給与若しくは雑欄に記載される額と同様の算定方法によるものとし、事業収入は、当該欄に記載されるものを用いる。ただし、証拠書類として住民税の申告書類の控えを用いる場合の事業収入は、市民税申告書の様式(5号の4)における「収入額等」の事業欄又は給与若しくは雑欄に相当する箇所に記載されるものを用いることとする。なお、給与若しくは雑欄に記載される額を用いる場合は、事業による収入と認められるものに限る。)

エ 市税の滞納がないこと。

(不交付対象者)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者は、支援金の交付の対象としない。

(1) 中小法人等の場合 次のアからクまでのいずれかに該当する者

ア 国又は法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号に規定する公共法人

イ 鹿沼市暴力団排除条例(平成24年条例第4号)第2条第1号に規定する暴力団又は役員等(法人である場合は理事、取締役、執行役、監事、監査役その他経営に実質的に関与している者、団体である場合は代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。)が同条第6号に規定する暴力団員等若しくは同条例第6条第1項に規定する密接関係者である者

ウ 団体運営において市から補助金等を受けている者

エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者

オ 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体等

カ すでに支援金の交付を受けた者

キ 地方公共団体による営業時間短縮要請を受けた者。ただし、要請に従い、かつ、協力金を申請しなかった者を除く。

ク アからキまでに掲げる者のほか、第2条の目的に照らし、支援金の交付が適当でないと市長が認める者

(2) 個人事業者等の場合 次のア又はイのいずれかに該当する者

ア 前号エからクまでに該当する者

イ 鹿沼市暴力団排除条例第2条第6号に規定する暴力団員等又は同条例第6条第1項に規定する密接関係者

(交付要件)

第5条 支援金は、第3条に掲げる交付対象者のうち、次の各号のいずれかに該当す

る者に交付する。

(1) 国の「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金（以下「一時支援金」という。）」の給付決定を受けた者

(2) 緊急事態宣言の影響により売上高が減少した者で、次のア又はイのいずれかに該当する者（ただし、前号に該当するものを除く。）

ア 2021年1月から同年3月までのいずれかの月（以下「対象月」という。）の売上高が、2019年又は2020年（以下「比較年」という。）の同月の売上高と比較し、30パーセント以上減少した者（白色申告の個人事業者、又は対象月の売上高の比較年比を算出できない者の対象月の売上高が、比較年の月平均売上高と比較し、30パーセント以上減少した者を含む）

イ 2020年4月から同年12月までの間に創業した者については、対象月の売上高が、創業した月から2020年12月までの月平均の売上高と比較し、30パーセント以上減少した者

（交付額等）

第6条 支援金の交付は一事業者につき一回とし、交付額は一律10万円とする。ただし、前条第1号に該当する個人事業者等は一律5万円とする。

（交付申請）

第7条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

(1) 第5条第1号に該当する者 次のアからケまでのすべて

ア 鹿沼市緊急事態宣言影響事業者支援金交付申請書（様式第1号）

イ 国の一時支援金が給付されたことが確認できる書類

ウ 納税証明書（発行日から3か月以内のもの）

エ 同意書兼宣誓書（様式第8号）

オ 申請者の振込口座が確認できる書類

カ 事業所の所在地等が確認できる書類

キ 本人確認書類の写し（ただし、個人事業者等に限る。）

ク 提出書類一覧表（様式第9号）

ケ その他市長が必要と認めるもの

(2) 第5条第2号に該当する者 次のアからカまでのすべて

ア 前号ア及びウからケまでのすべての書類

イ 売上高計算書（様式第2号）

ウ 2021年1月から同年3月までの各月の売上高が確認できる資料の写し

エ 2019年及び2020年の確定申告書類等の写し

オ 2019年から2021年までのうち、商品・サービス提供先（個人顧客を

含む)との取引実態が確認できる書類の写し

カ 取引先情報確認書(様式第10号)

(3) 第5条第2号に該当する者で、地方公共団体による営業時間短縮要請に従い、かつ、協力金を申請しなかった者 次のアからエまでのすべて

ア 前号アからカまでのすべての書類

イ 営業許可証の写し

ウ 従来営業時間、営業時間の短縮(又は休業)及び酒類の提供時間の状況が確認できる書類

エ 地方公共団体による営業時間短縮要請に従ったことを示す申立書

2 第5条第2号に該当する者で、第3条第2号ウに規定する給与若しくは雑収入による申請の場合は、前項第2号に掲げる書類のほか、当該給与又は雑収入が事業による収入であることが確認できる書類を市長に提出しなければならない。

3 本条の規定による申請(以下「申請」という。)は、本要領の適用日から2021年6月30日までにしなければならない。

4 申請者は、申請内容等について市長から書類の提出、現地調査等を求められたときは、正当な理由がなければ、これらを拒むことができない。

(請求)

第8条 支援金の請求は、申請に併せて、鹿沼市緊急事態宣言影響事業者支援金交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(交付・不交付の決定及び通知)

第9条 市長は、第7条の規定による申請について決定をしたときは、次に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書を申請者に送付するものとする。

(1) 支援金を交付する旨の決定(以下「交付決定」という。) 鹿沼市緊急事態宣言影響事業者支援金交付決定通知書(様式第4号)

(2) 支援金を交付しない旨の決定(以下「不交付決定」という。) 鹿沼市緊急事態宣言影響事業者支援金不交付決定通知書(様式第5号)

(請求の取り扱い)

第10条 交付決定がされた場合は、当該交付決定をした日に第8条の請求(以下「請求」という。)がされたものとみなす。

2 不交付決定がされた場合は、請求は、当初からされなかったものとみなす。

(交付手続の委任)

第11条 支援金の交付手続を他人にさせようとするときは、あらかじめ鹿沼市緊急事態宣言影響事業者支援金交付手続委任状(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(権利譲渡の禁止)

第12条 支援金の交付を受けることができる権利は、他人に譲渡することはできな

い。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により支援金等の交付を受けたとき。

(2) 支援金の交付申請に併せて請求がされないとき。

2 市長は、前項の規定による取消し（以下「取消し」という。）をしたときは、その旨を鹿沼市緊急事態宣言影響事業者支援金交付決定取消通知書兼返還命令書（様式第7号）により、支援金の交付を受けた者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第14条 支援金の交付を受けた者は、取消しをされたときは、取消しにより減額された支援金に相当する額を市長に返還しなければならない。

2 前項の規定により返還する額に係る加算金については、規則第32条に定めるところによる。

(補則)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、2021年4月15日から適用する。

附 則

この要領は、2021年6月1日から適用する。